

○ 宇城広域連合火葬場使用料条例

平成19年 4 月 1 日 宇城広域連合条例第37号
改正 平成20年 3 月25日 宇城広域連合条例第 5 号
改正 平成20年10月 1 日 宇城広域連合条例第12号
改正 平成21年12月22日 宇城広域連合条例第10号
改正 平成22年12月21日 宇城広域連合条例第 9 号

（趣旨）

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第225条の規定に基づき、宇城広域連合龍燈苑及び寂静の里（以下「火葬場」という。）の使用料の徴収に関し、必要な事項を定めるものとする。

（使用料の徴収）

第 2 条 火葬場の使用料は、火葬場の施設を利用する者からその都度徴収する。

（使用料の額）

第 3 条 前条の使用料の額は、別表のとおりとする。

（使用料の減免）

第 4 条 広域連合長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

（ 1 ） 生活困窮者で使用料を納付する資力がないと認めたとき。

（ 2 ） その他特に必要があると認めたとき。

（使用料の還付）

第 5 条 既納の使用料は、還付しない。ただし、広域連合長が特別の理由があると認めたときは、使用料を還付することができる。

（使用料の特例）

第 6 条 火葬場の使用不能によりやむを得ず他の施設を利用し、この条例に定める使用料を超えて支払が行われた場合、その差額については、宇城広域連合の負担とする。

附 則

この条例は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成20年 3 月25日宇城広域連合条例第 5 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年10月 1 日宇城広域連合条例第12号）

この条例は、平成20年10月 6 日から施行する。

附 則（平成21年12月22日宇城広域連合条例第10号）

この条例は、平成22年 3 月23日から施行する。

附 則（平成22年12月21日宇城広域連合条例第 9 号）

この条例は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

別表（第3条関係）

1 宇城広域連合龍燈苑使用料

種 別				単 位	使 用 料	
					関係市町住民	関係市町外住民
火葬場 使用料	火葬料	遺がい	12歳以上	1体	15,000円	40,000円
			12歳未満	1体	12,000円	30,000円
			死産児	1胎	9,000円	22,000円
		改葬遺骨		1件	6,000円	12,000円
	焼却料	人体の一部、汚物等		1件	6,000円	12,000円
	保管料	遺がい		1日	15,000円	25,000円
		遺骨		1日	1,500円	3,000円

備考 宇城広域連合火葬場条例（平成19年宇城広域連合条例第43号）第4条の規定にかかわらず、施設の都合により、宇土市及び宇城市（旧豊野町の区域に係るものを除く。）の住民が宇城広域連合龍燈苑を使用できないときは、宇城広域連合寂静の里を使用することができることとし、使用料については、宇城広域連合寂静の里の関係市町住民の使用料とする。

2 宇城広域連合寂静の里使用料

種 別				単 位	使 用 料	
					関係市町住民	関係市町外住民
火葬場 使用料	火葬料	遺がい	12歳以上	1体	10,000円	25,000円
			12歳未満	1体	8,000円	19,000円
			死産児	1胎	6,000円	14,000円
		改葬遺骨		1件	4,000円	8,000円
	焼却料	人体の一部、汚物等		1件	4,000円	7,000円
	保管料	遺がい		1日	10,000円	16,000円
		遺骨		1日	1,000円	2,000円

備考 宇城広域連合火葬場条例（平成19年宇城広域連合条例第43号）第4条の規定にかか

わらず、施設の都合により、美里町、宇城市（旧豊野町の区域に係るものに限る。）及び熊本市（合併前の城南町の区域に係るものに限る。）の住民が宇城広域連合寂静の里を使用できないときは、宇城広域連合龍燈苑を使用することができることとし、使用料については、宇城広域連合龍燈苑の関係市町住民の使用料とする。